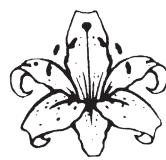


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和2年7月17日（金曜日） 号外第47号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	
○条例 かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基	2	金条例（政策・総合政策課） 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例（総務・人事課）

本号で公布された条例のあらまし

1 かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者等に対する診療、施設における新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の取組等を行う医療及び社会福祉事業の従事者を応援するための事業に必要な資金を積み立てるため、かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第2条関係）
- (2) 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とした。（第3条関係）
 - ア 県の資金
 - イ 基金の趣旨に添う寄附金
 - ウ 基金の運用から生ずる収益金
- (3) 基金の運用から生ずる収益は、基金に編入するものとした。（第6条関係）
- (4) 基金は、新型コロナウイルス感染症の患者等に対する診療、施設における新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の取組等を行う医療及び社会福祉事業の従事者を応援するための事業の経費に充てる場合に限り処分できることとした。（第7条関係）
- (5) この条例は、公布の日から施行することとした。

2 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

- (1) 小学校の職員の定数を9,418人（現行9,388人）、中学校の職員の定数を5,517人（現行5,453人）とし、職員の定数の合計を15,137人（現行15,043人）とした。（第2条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例をここに公布する。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第66号

かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援 基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この条及び第7条において同じ。）の患者等に対する診療、施設における新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の取組等を行う医療及び社会福祉事業の従事者を応援するための事業に必要な資金を積み立てるため、かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。

(1) 県の資金

(2) 基金の趣旨に添う寄附金

(3) 基金の運用から生ずる収益金

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、新型コロナウイルス感染症の患者等に対する診療、施設における新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の取組等を行う医療及び社会福祉事業の従事者を応援するための事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第67号

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「9,388人」を「9,418人」に、「5,453人」を「5,517人」に、「15,043人」を「15,137人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。